

## 【プラスチック製容器包装の処理について】

(質問)

プラスチック製容器包装の処理方法について効率性、採算性、整合性の点から質問します。まず、効率性についてですが、現在、豊中市では市民にプラスチック製容器包装を分別排出させ、さらに作業員に手選別させています。また、わざわざお金を払って、日本容器包装リサイクル協会にリサイクルしてもらっています。にもかかわらず、リサイクル協会に搬入されたプラスチック製容器包装が全て再商品化されている訳ではありません。現在、クリーンランドからリサイクル協会に搬入されたプラスチック製容器包装の内、マテリアルリサイクルされている割合はどれくらいでしょうか。また、現行の市のプラスチック容器包装の処理方法を効率性の観点から市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

まず、クリーンランドから搬出されたプラスチック製容器包装を原料として再利用している、いわゆる「マテリアルリサイクル」された割合でございますが、平成24年度は100%、平成25年度は約70%で、パレットや公園のベンチ、植木鉢等の材料として使用されています。

なお、年度ごとにマテリアルリサイクルの割合が異なる要因は、「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」が毎年度、全国規模で行う入札によって、再商品化事業者を決定しており、落札した再商品化事業者が行うリサイクル方式によって影響を受けるからでございます。しかしながら、プラスチック製容器包装のリサイクル方式は、このマテリアルリサイクルだけではなく、化学的な処理をして油に戻したり、ガスにして化学原料にしたり、鉄をつくるときの還元剤として利用するケミカルリサイクルもあることから、いずれの方法であったとしても、リサイクルに確実に繋がっております。

次に、プラスチック製容器包装の処理方法ですが、平成12年4月から完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、いわゆる「容器包装リサイクル法」では、家庭から排出されるごみのうち、容積で約6割を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用すること等により廃棄物の減量を図るため、従来各市町村が全面的に処理責任を担うという考え方を改め、商品の容器及び包装の製造や利用等を行う一定の事業者には再商品化の義務を課すとともに、市町村には容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じる努力義務を課しております。

本市では、この法律の基本理念に基づき、「第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、家庭から排出されるごみの減量とリサイクルの推進を図るため、市民の方のご理解とご協力を得ながら、平成24年度から全市でプラスチック製容器包装の分別収集を行っているものでございます。

(質問)

次に、採算性について伺います。現行のプラスチック製容器包装の処理は、大きな赤字収支となっています。ここ数年のプラスチック製容器包装の処理に係る収支額を教えてください。また、その内訳として、プラスチック製容器包装の収集、運搬に係る経費、クリーンランド内での手選別等にかかる経費、容器包装リサイクル協会への拠出金等の経費を教えてください。さらに、プラスチック製容器包装を焼却処理し、熱回収し売電した場合と現状の処理方法それぞれの1トン当たりの処理に係る経費を教えてください。

<答弁>

プラスチック製容器包装の処理に係る収支でございますが、スリーR・センター稼働後の平成24年度は約2億1千万円、平成25年度も概ね同額の負担額となっており、その内訳は、クリーンランドにおける手選別業務に係る経費と容器包装リサイクル協会への拠出金約200万円を含んだ経費でございます。

なお、プラスチック製容器包装の収集・運搬に係る経費については、これに限らず、ごみ種ごとにその経費を算出することは困難であります。

次に、プラスチック製容器包装の1トン当たりの処理経費ですが、平成24年度では約35500円、平成25年度が約37100円となっております。

プラスチック製容器包装を可燃処理し、熱エネルギーを売電した場合の処理経費でございますが、全量を焼却処理すると仮定した場合の発電量の増加による売電収益分を総経費から減額致しますと、1トン当たりの処理経費は、平成24年度では約32500円、平成25年度が約34100円で1トン当たり約3000円、1割程度の経費の縮減になると考えております。

(質問)

明らかに焼却処理し、熱回収し、熱エネルギーを売電した方が、経済的だと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。さらに、市民に分別の手間だけでなく、税負担が大きい現行の処理方法を採用することについての見解もお聞かせ下さい。

<答弁>

プラスチック製容器包装の焼却処理については、経済的な観点も必要ではございますが、循環型社会の構築という環境行政に対する社会からの要請に答えていくことが先ずは優先されるべきであるという認識の下で「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が制定されたものと考えております。

また、本市におきましては、家庭系ごみの新分別収集に合わせて平成24年度から稼働し、障害者の方の雇用の受け皿にもなっているクリーンランドの資源化施設であるスリーRセンターの役割や老朽化している既設焼却炉への負担、現在建設中の焼却炉の可燃ごみの処理量規模を考慮致しますと、リサイクルを推進し、可燃ごみを減量していくことが喫緊の課題であり、可燃ごみをさらに増やすこととなる施策転換は、これらと相いれないものであると考えております。

加えて、本市には、独自の最終処分場がないため、近畿2府4県の市町村とともに大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)に可燃ごみの焼却灰等を搬入しておりますが、あと13ほどで満杯になるとも言われており、その延命化を図る必要もあることや、行政の継続性に対する市民の信頼を損なわないため、平成24年度から実施しております新分別収集の際に市内全域に拡大したプラスチック製容器包装の分別収集は、継続していく必要があると考えております。

(質問)

他市の状況を確認したいのですが、近隣市(吹田市、茨木市、高槻市、箕面市、池田市、摂津市及び尼崎市)におけるプラスチック製容器包装の分別状況及び処理方法について教えて下さい。また、今述べた自治体で、豊中市と同様、同等に全市的に分別収集をして

いる自治体があるのか否かについて教えて下さい。

<答弁>

近隣市の状況でございますが、池田市では、プラスチック製食品トレイの分別収集を、摂津市につきましても、本年10月からプラスチック製食品トレイの分別収集を行っており、その他の市につきましては、燃やすごみとして処理しております。

なお、ご質問の近隣市を含めフェニックスに搬入している自治体は、昨年度は168団体でございますが、本市も含めて約62%に相当する104の団体が何らかの方法でプラスチック製容器包装の分別を行い、廃棄物の減量に努めているところでございます。

(質問)

次に、整合性について伺います。豊中市では、ごみ減量とリサイクルを推進するという目的で、市民にはプラスチック製容器包装の分別を求めています。一方で、市役所や学校施設など公共施設で排出されるごみについては、分別はせずプラスチック製容器包装は可燃ごみとして処理されていると思いますが、これでは全く整合性がとれないと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

廃棄物につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物は「産業廃棄物」、それ以外の廃棄物は「一般廃棄物」と定義されており、さらに一般廃棄物につきましては、「家庭系一般廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されております。

従いまして、ご質問の市役所などの公共施設で排出されるごみについては、事業活動に伴って生じた廃棄物であり、家庭から排出されるごみとは処理が異なることとなります。

しかしながら、学校施設等の教育の場におけるごみの減量と資源化の取組みにつきましては、子どもたちが家庭で実践していることを学校においても同じようにすることが暮らしの中でごみの分別について学んでもらう環境教育への取組みにもつながるとの考えから、クリーンランドとその構成市である伊丹市とも協議、調整し、公共の小中学校や幼稚園、保育所を対象に家庭と同じ分別収集を実施し、資源化の取組みを進めているところでございます。

また、この取組みにつきましては、子どもたちが環境学習として施設見学で訪れる上下水道局、クリーンランドにおいても同様に実施しております。

(質問)

プラスチック製容器包装を可燃ごみとして処理している吹田市によると、プラスチック製容器包装を焼却処理し売電収入を得ることで、市民の分別の混乱回避や負担の軽減及び市の歳出抑制、市民の税負担の軽減につながるため、プラスチック製容器包装は燃やした方が良いとのことでした。

豊中市は、プラスチック製容器包装の分別を市民に課して、容器包装リサイクル協会に搬出することで、市及び市民にどのようなメリット、利益が得られていると考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

「容器包装リサイクル法」は、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済活動によって生み出された廃棄物が増大の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が足りなくなる事態も生じてきたことから、家庭から排出される容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築し、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、制定されたものでございます。

本市では、「第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの量を平成32年度には、平成21年度より20%削減することを目標に掲げ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築をめざして、様々な取組みを行っております。

「容器包装リサイクル法」に基づくプラスチック製容器包装の分別収集もその一環でございますが、廃棄物の減量と限られた資源の有効利用を図り、環境的に持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくことが現代に生きている世代の務めであると確信しており、市民のご理解とご協力を得ながら、その取組を進めることは、多くの市民の方から賛同を得られるものと考えております。

### (意見・要望)

答弁では「プラスチック製容器包装の焼却処理については、経済的な観点も必要」とのことですが、プラスチック製容器包装を処理するために、毎年2億円以上もの赤字を計上し、現行の処理方法は、焼却処理に比べてコスト高となっております。市には経済的観念が全くありません。また、公共の小中学校や幼稚園、保育所をはじめ、上下水道局やクリーンランド、北部や中部の環境事業所では、家庭系一般廃棄物と同様の分別及び処理を行っており、市役所などの公共施設で排出されるごみが事業活動に伴って生じた廃棄物のため、家庭から排出されるごみとは処理が異なるといった答弁は、単なる言い訳でしかありません。そもそも、プラスチック製容器包装の分別を市民に課して、市や市民にとってのメリットや利益が全く示せない、豊中市のごみ処理行政は非常に問題で、示せない以上、方針転換が必要であると意見し、この質問を終わります。

## 【学校給食の献立について】

(質問)

学校給食の献立について伺います。まず、学校給食の献立は基本的には栄養士が作成していると思いますが、学校給食の献立が決定されるまでの手順を詳しく教えて下さい。

<答弁>

学校給食の献立につきましては、7人の栄養教職員で協議をした原案を調理員に回覧し、調理の立場からの意見も聞き、まとめます。

その内容について、学校給食室・栄養教職員・代表調理員の3者で協議をし、修正、見直しをした献立案を各小学校の給食担当教諭と栄養教職員、調理員、学校給食室とで構成される献立作成委員会に諮り、献立を決定していますので、よろしくお願い致します。

(質問)

新たな献立を作成し、決定する際、栄養士は必ずしも試食している訳ではありません。また、試食する場合も、児童が食べる給食と同条件、つまり、作られてから各学校に配送され、子どもたちが食べるまでの時間を経過させた状態のものを食べてはいません。栄養士は、子どもたちが食べる同条件のものを試食した上で、献立を決定するべきではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

栄養教職員が考案した新献立を作成する場合、栄養教職員、調理員、学校給食室職員とで学期末に調理研究会を開催しています。

その際には、新献立を実際に調理し、食材やその量、調理方法など検討しております。しかしながら、現状では、子どもたちが食べるまでの時間を経過させた状態のものを食べて検討はしていません。

今後は、その状態のものを実食することで、より良い献立作成に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(質問)

栄養士は献立を作成する際に、栄養バランスに配慮していると伺っていますが、日によって栄養価に大きな差異が生じています。文部科学省の学校給食摂取基準では、給食1食あたり640Kcal となっていますが、例えば、ある日の献立では、ご飯に、わかめと筍の味噌汁といりたまごのみ(540Kcal)、一方で、ある日の献立では、コッペパンと、焼きそば、ハンバーグにみかん(702Kcal)となっています。また、学校給食摂取基準では、ナトリウムの接種基準は2.5g未満となっていますが、今年の4月の平均値は2.57g、7月の平均値は2.59gと基準を満たしていません。このように日々の栄養価に大きな差が生じていたり、そもそも国の基準を満たしていない状況にあります。これらの現状について、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現状と致しましては、主食がパンの日には、油脂を含みますので、栄養価が高くなりますが、

米飯の日には栄養価が低くなっております。本来であれば、栄養価を満たすため、もう一品副食を提供すべきところですが、現在の施設設備面では、食缶が3つしか使用できないことや調理能力からも材料を増やせない現状がございます。栄養価につきましては、基準を満たしていない日もあることから、今後、学校給食の充実のため、改善に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

#### (質問)

そもそも、栄養士は、自分たちが作成した献立に基づいて提供されている学校給食の食べ残しの惨状を把握されているのでしょうか。栄養士が現状把握や問題意識を持つ仕組みが必要と考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。例えば、実際に食べている児童や教職員向けに味や献立内容に関するアンケートを実施してはどうかと思いますが市の見解をお聞かせ下さい。また、経年的にアンケート結果をデータ化し、市のホームページ等で公開することで、学校給食の質の向上につながれると考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

給食に残量が出る理由については、児童の嗜好や喫食時間の問題など、様々ございますが、日々の残菜率は栄養教職員が把握し、検食簿での意見とともに献立検討の中で生かしております。児童や教職員の意見については、栄養教職員が学校現場で直接お聞きするとともに、献立作成委員会の中で集約できるしくみがありますので、こうした場面を一層活用してまいりたいと考えております。ホームページ等の利用につきましては、給食に関する様々な情報を提供し、市民の皆様に関心を持って頂き、学校給食の質を向上させるため、効果的に活用してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

#### (意見・要望)

学校給食の献立作成においては、ぜひ、実際に子どもたちが食べる状態のものを試食してから献立を決定して下さい。また、現行の学校給食センターと新学校給食センターでの違いなどを分析するためにも、定期的に児童や教員に対するアンケート調査の実施及び、ホームページ等での公表を要望しておきます。また、専門職として配置されている栄養士が、その能力をきっちりと生かし、職責を十分果たして頂くため、学校給食摂取基準を満たしていなかったり、栄養価にバランスを欠く献立が作成されている現状や食べ残しがなかなか減らない現状を十分把握し、問題意識をもつような仕組みづくり、課題や問題を即座にフィードバックし、改善につながれる仕組み作りの構築を要望しておきます。

## 【学校図書館の資産管理について】

(質問)

各小中学校には、毎年、図書購入費が予算計上されていますが、各学校図書館の図書資料の購入や廃棄、寄贈やベルマーク等による取得は誰が決定しているのでしょうか。また、蔵書管理は誰が、どのようにされているのでしょうか。

<答弁>

図書の購入や廃棄などにつきましては、学校の状況、学習における必要度など考慮したうえで学校図書館専任職員がリストを作成しますが、学校図書館の図書資料は学校の備品であり、学校長の管理下にあるため購入、廃棄などの決定権は学校長となっております。

また、図書資料の蔵書管理については、学校図書館専任職員が司書教諭、学校図書館担当教諭とともに学校長の指揮のもと担当しておりますのでよろしくお願いします。

(質問)

学校図書館の蔵書管理については基本的には学校図書館専任職員(学校図書館司書)が担っていると思いますが、図書の購入や廃棄及び蔵書管理について、司書教諭や学校長は具体的にどのような関わり方をしているのでしょうか。また、確認のためにお聞きしますが、学校図書館専任職員は、学校長の管轄下にあるのか、読書振興課の管轄下にあるのか、どちらなのでしょう。もし、学校長の管轄下であれば、読書振興課ではなく、教職員室による人的配置にされるべきなのではないでしょうか。

<答弁>

学校図書館の図書の購入、廃棄及び管理については前述の通り、学校の状況、子どもたちの状況に応じて学校図書館司書がリストを作成して、図書館教育担当者である司書教諭(配置のない学校においては学校図書館担当教諭)と各校の公務分掌上の司書教諭以外の図書館教育担当者で確認し、最終的に学校長が確認、決定しております。

また、学校図書館専任職員の所管は読書振興課でございますので、よろしくお願い致します。

(質問)

税金が投入されている以上、学校図書館に所蔵されている図書資料も市有財産であり、各学校における図書資料の購入や廃棄の情報は明確にするとともに、所蔵している図書資料についてデータ管理が必要ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

蔵書の管理につきましては、データ管理をするためのシステムを構築し、昨年度より稼働させております。管理を担当する学校図書館専任職員を中心に、システム運用について今年度、一定マニュアルを作成するなど、管理の統一化を図っておるところでございますのでよろしくお願いします。

## (質問)

蔵書状況の一覧を見ると、学校図書館図書標準の定める冊数に満たない学校図書館が、4割弱あります。このことについて、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。昨年度の各学校図書館における図書の廃棄数及び寄贈を受けた図書の冊数についてはかなりのばらつきがありますが、廃棄や寄贈についてはどのような基準で実施されているのでしょうか。また、学校ごとに大きな差が生じていることについて教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

## <答弁>

学校図書標準につきましては、前回調査より基準を満たす学校も増え全国平均よりも上回っている状況にありますが、今後も学校図書館の充実に向け努力してまいります。

また、廃棄数(除籍数)のばらつきにつきましては、昨年度蔵書管理を容易にまた、各校の図書資料を市内全校で一体的に利活用できるようにしたシステムを導入する際、学校状況及び児童・生徒の利用状況など各校で精査した結果によるものと考えております。

さらに、寄贈の図書につきましては、各校の状況で学校図書館資料としての受け入れか学校独自の資料として受け入れるか各学校で学校長が判断しているため学校によるばらつきがあるものと考えております。学校備品である図書館資料の管理が一層確実に行われるよう努めてまいりますのでよろしくお願い致します。

## (意見・要望)

学校図書館の資料は紛れもなく市有資産のはずですが、廃棄や寄贈に関しての明確な規定がなかったり、そもそも管理責任者が非常に曖昧になっています。学校図書館専任職員は読書振興課の所管とのことですが、業務は学校図書館内で行うため、学校長の管轄下なので、読書振興課としては業務内容について積極的な指示が出来ない状況にあります。蔵書管理についても、読書振興課は、司書教諭や学校長指揮のもと行われ、学校図書館専任職員はあくまで補助的な配置と認識している一方で、教職員人事チームは司書教諭の配置は行っているが、配置状況しか把握しておらず、小中学校チームは、司書教諭の業務内容を把握はしているが、司書教諭は日々の通常業務に追われることが多く、蔵書管理は学校図書館専任職員が主として担っていると認識されているようです。その結果、学校図書館図書標準の定める冊数に満たない小中学校が多数発生しているのに、教育委員会のどこの部署も一切把握しておられませんでしたし、当然、問題意識もありませんでした。昨年度、学校図書館の蔵書管理システムを稼働されましたが、そもそもこのシステムを活用して、適正な蔵書管理をする人が明確でないことは非常に問題であり、早急に学校図書館の蔵書管理について、明確な管理体制を構築して頂くことを強く要望しておきます。